

中学校の昼食のあり方に関する基本的な考え方

平成 23 年 2 月

岸和田市教育委員会

本市の中学校では、これまで家庭弁当を通じて保護者と子どもがふれあうことを大切にし、また、食事の量など個々の生徒の状況に対応するため家庭弁当持参を奨励してきた。その一方で、弁当を用意できない子どもの栄養補完と子育て支援の側面から中学校昼食サポート事業としてスクールランチを選べるものとしてきたが、喫食率は伸び悩んでいる。

このような中、教育委員会は中学校の昼食のあり方について改めて見直すため、平成 22 年 7 月岸和田市中学校給食検討委員会を設置し、中学生にとってふさわしい昼食について意見を求めることとした。

検討委員会は、本市の中学生の食生活の実態から、心身ともに成長期にある中学生の発達には、栄養バランスの取れた昼食が必要であると考え、「中学校給食を実施すべきである」と報告書に取りまとめ、教育委員会へ提出された。

教育委員会は、検討委員会の報告書の趣旨を鑑み、これまでの家庭弁当とスクールランチ併用の方針を見直し、心身ともに成長期にある中学生に、安心・安全で栄養バランスの取れた昼食を継続的に提供するため、中学校においても学校給食を実施していくものとする。

併せて、望ましい食事を選択できるなど子どもたちに健全な食生活を実践できる力を育てるため、学校給食を活用し、食育の推進を図っていくこととする。

今後の課題

(1) 実施方法

学校給食の実施方法は、①各学校で調理する単独校（自校）方式、②複数以上の学校の給食を一括で調理する共同調理場（センター）方式、③給食調理施設を持つ学校（親）が施設を持たない学校（子）分を調理し配送する親子方式、④民間業者が業者の施設で調理し弁当箱に詰めて配送するランチボックス方式など主に4つの方式がある。

教育委員会としては、多様な献立を提供できること、できたてものが食べられること、調理した人の顔が見える食育の面などから、小学校給食で実施している①単独校方式が最良と考える。しかし、本市の厳しい財政状況のなか、国・府の補助制度の活用を図り、可能な限り一般財源が低減できる手法を模索し、様々な角度から検討を重ね実施方法を決定したい。

さらに調理業務については、効果的・効率的に運営するため民間業者に委託するものとし、本市の衛生管理基準に基づき、食材検収、調理、配缶及び回収、食器等の洗浄・消毒、残菜及びごみの処理を行うものとする。

(2) 給食の内容

本市小学校の給食は、学校教育活動の一環として実施されており、献立は教育委員会が直接作成する市統一献立としている。

中学校給食においても給食は学校教育活動の一環ととらえ、献立は教育委員会が作成するものとし、内容はパン又は米飯、ミルク及びおかず等の完全給食とするが、単に小学校給食の拡大版というのではなく中学生に必要な栄養価は確保しながら、嗜好が強い中学生にも受け入れやすい給食を提供できるよう検討する。

食材料については、パン・牛乳などは安全・安価で安定的に確保するため一括購入するとともに、地産地消をふまえ地元の産物をできる限り

購入するように努める。

（３）給食の対象

学校給食法において、学校給食はすべての児童・生徒に対して実施するものとされている。ところが、近年、中学校給食を実施した自治体において給食と家庭弁当を選択できる方式を採用するところが増えている。

本市が行ったアンケート調査結果では、家庭弁当を希望する子どもたちの意見が多く、検討委員会でも議論されたところであるが、選択性の場合、献立内容により喫食数に変化するなど課題も多く、さらに教育委員会で検討を行うものとする。

（４）給食費

給食費は、主として食材費に充てるため保護者から徴収するものであるが、給食費の設定にあたっては、保護者の意見も参考にできる限り納入しやすい金額を検討する。さらに給食費会計が円滑に運営できるよう給食費の徴収方法を検討するとともに、経済的理由で給食費の納入が困難な保護者を支援するため、就学奨励費の対象とすることを検討したい。

（５）その他

検討委員会において意見のあった給食時間の確保や生徒指導上の問題、さらに食物アレルギーを持つ生徒への対応などについては、学校現場と十分に協議するものとする。

教育委員会は、学校給食実施上の課題である（１）～（５）の項目を検討・解決のうえ、実現可能な基本計画を策定し、できる限り早期に中学校給食を全校で実施するものとする。